

公益社団法人日本伝熱学会謝金支給規程

2019年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本伝熱学会における、「公益社団法人日本伝熱学会の運営に関する覚書」にある、講演謝礼規定（3-1）についての支給基準を定めたものであり、当学会の適切な謝金の支出を定めることを目的とする。

(講演謝礼の支出)

第2条 理事会の議を経て、本会として講演を依頼したものに対する講演謝礼は、本会通常会計から支出する。

- 2 前項に関わらず、支部、部会、研究会の企画した行事、もしくは本会主催行事に対し、講演の業務を行う者へ謝礼を支出することが出来るが、支部企画行事の場合には支部予算もしくはその収入から、部会企画行事もしくは本会主催行事の場合にはその収入から、研究会企画行事の場合についてはその研究会費もしくはその収入から支出することが出来る。ただし、部会もしくは研究会企画行事等の講演謝礼について、その収入が不足する場合には本会通常会計から支出することが出来るが、その場合には、財務担当副会長もしくは財務部会の承認を必要とする。

(講演謝礼の基準額)

第3条 講演謝礼は、1時間当たりの基準単価を15,000円とするが、特段の理由がある限りは、この額を基準に増減することが出来る。増減する場合には、講演を行う行事の収支を考慮しなければならない。

- 2 講演者には、講演謝礼の他、資料作成費として、1講演当たり10,000円を基準として支給することが出来るが、増減に関しては前項に準ずる。

(その他)

第4条 この規定に不足する場合の講演謝礼および資料作成費の支出については、財務担当副会長もしくは財務部会の議を経て定めるが、その旨を理事会に報告するものとする。

附則

この規定は、2019年4月1日分から適用し、「公益社団法人日本伝熱学会の運営に関する覚書」にある、講演謝礼規定の規定3-1をこの規定で補完する。